

岩手県告示第 678 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 9 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
たにむらクリニック	盛岡市本宮字小板小瀬 13 番地 2	平成 19 年 9 月 1 日
坂井医院	岩手郡岩手町大字五日市第 10 地割 151 番地の 1	〃